	粗密、葉身の裏面の毛の粗密、葉身のアントシアニンの着色、葉身の緑色の濃淡、葉柄の裏面の毛、葉柄の長さ、葉柄の太さ、葉柄のアントシアニンの着色、着らいの有無、花の主な色、花の二次色、花冠の長さ、花冠の幅、花冠筒部の形、花冠筒部の溝の有無、花冠の内面の斑点の分布の大きさ、開花期	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	
カノコソウ	株の幅、茎の毛、葉の数、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉柄の長さ、葉柄のアントシアニン着色、小葉の数、小葉の長さ、小葉の幅、小葉の長さ／幅、小葉の形、小葉の鋸歯の数、小葉の鋸歯の深さ、葉身の周縁部の波打ち、小葉の先端部の角度、小葉の光沢、小葉の凹凸、小葉の表面の毛、小葉の裏面の毛、小葉の表面の主な色、花茎の数、花茎の長さ、花茎の太さ、花序の大きさ、蕾の色、小花の大きさ、小花の色、ほうの色、ほうの長さ、根茎と根の重さ（薬用品種に限る。）、収穫期の根の太さ（薬用品種に限る。）、開花期	
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
コケモモ	（略）	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千百十五号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
（略）	（略）	（略）
長崎県	諫早市 大村市	平成二十八年九月一日 令和八年十月一日
（略）	（略）	（略）

改正前

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
（略）	（略）	（略）
長崎県	諫早市 （新設）	平成二十八年九月一日 （新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。